

令和5年5月8日よりの新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関する Q&A

令和5年5月8日以降の申請につきましては以下の様に変更となりましたので、ご確認ください。

※傷病手当金の支給申請にあたり、医師の意見書の添付は必要です。

Q1.新型コロナウイルス感染症に感染しており、療養のため労務に服することができない場合に傷病手当金は支給されますか。

A1.業務災害以外の理由により新型コロナウイルス感染症に感染している場合には、他の疾患に罹患している場合と同様に支給されます。

なお、傷病手当金の支給基準に則り、療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過（待期期間）した日から労務に服することができない期間、直近12ヶ月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額を傷病手当金として支給されます。

加入期間が12ヶ月未満の方は、被保険者期間における標準報酬月額の平均額かその方の属する健康保険組合の標準報酬月額のいずれか低い額が算定の基礎となります。

Q2.自覚症状がないが、検査の結果「新型コロナウイルス陽性」と判断され、療養のため労務に服することができない場合に傷病手当金は支給されますか。

A2.傷病手当金の支給対象となります。

Q3.発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行っており、療養のため労務に服することができない場合に傷病手当金は支給されますか。

A3. 傷病手当金の支給対象となります。

Q4. 発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行っていた期間は、労務に服することができなかった期間に該当しますか。

A4.従前より、医師が診察の結果、被保険者の既往の状態を推測して初診日前に労務不能の状態であったと認めて意見書に記載した場合には、初診日前の期間についても労務不能期間となりえることとしています。

今回は相談・受診の目安が見直されました。

・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

・重症化しやすい方（※）で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患のある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗ガン剤等を用いている方

・上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

このような場合は、「帰国者・接触者相談センター」等に相談する旨が示されています。

以上の様に、発熱などの症状があり新型コロナウイルス感染症に罹患していることが疑われるため、被保険者が自宅療養を行っていた期間は、療養のため労務に服することができなかった期間に該当します。

Q5.発熱などの自覚症状などがあるため自宅療養を行っていましたが、休職して4日目を降に医療機関に受診し、新型コロナウイルス感染症ではなく別の疾患に罹患しているために労務不能と判断されました。

このような場合に傷病手当金は支給されますか。

A5. 傷病手当金の支給対象となります。

Q6.会社内で新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生したことにより、会社全体が休業して仕事を行っていない期間については、傷病手当金は支給されますか。

A6.傷病手当金は、労働者の業務災害以外の理由による疾病、負傷等の療養のために被保険者が働くことができないときに給付されるものですので、あなたご自身が労務不能と認められない限り、傷病手当金は支給されません。

このような一律に労働者に休んでいただく措置をとる場合は、使用者の責にきずべき事由による休業とされ、使用者は労働基準法に基づき休業中の休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払うこととなります。

Q7.私は、自覚症状がありませんが、家族が感染して濃厚接触者になってしまいました、休暇を取得した場合に傷病手当金は支給されますか。

A7. 傷病手当金は、労働者の業務災害以外の理由による疾病、負傷等の療養のために被保険者が働くことができないときに給付されるものですので、あなた自身が労務不能と認められない限り、傷病手当金は支給されません。

Q8.私は新型コロナウイルス感染症に業務災害以外の事由で感染しましたが、その後遺症の療養のため働くことができなくなりました。傷病手当金は支給されますか。

A8. 傷病手当金の支給対象となります。

Q9.私は検査を実施していませんが、同居家族が濃厚接触者となり有症状になり、医師の判断により私も新型コロナウイルス感染症に感染していると診断され、仕事に就くことができなくなりました。傷病手当金は支給されますか。

A9. 傷病手当金の支給対象となります。